

オフィス系業務(情報/設計/開発等) 立地関連補助金

※長崎県のみの場合

	長 崎 県
補 助 要 件	■立地協定の締結 新規雇用者数：事業開始から1年以内に以下人数を雇用 ●高度専門業務・ミドルオフィス業務：5人以上 ●バックオフィス業務：50人以上 ※ ①1年以上雇用見込、②雇用保険加入、③県内在住の正社員(転勤含)・契約社員・パート・派遣社員が対象
補 助 項 目	補 助 金 内 容
①通信費	●期間：3年間 ●年間上限：4千万円 通信費用×50%
②事務所賃借費	●期間：3年間 ●月額単価上限：1万円/坪※坪単価が1万円以上のみ 事務所賃借料（共益費除く）×50%
③新規雇用経費	●期間：3年間 ●1人1回限り 新規雇用者1人あたり：30万円（県内転職者は対象外） ※ 高度専門業務従事者は上記に70万円加算。半島・離島は別途加算。
④設備投資費	■要件：設備投資額が高度専門業務 1,000万円以上、 バックオフィス業務 2,000万円以上の場合 ●期間：事務所新設から3年以内の支払 設備投資額×10%
⑤高度人材確保支援	■要件：広域募集実施計画の申請・承認 ●期間：立地協定締結から5年間 ①求人情報掲載経費 ●上限：1,000万円 全国紙や専門誌等への求人情報掲載に要した経費×50% ②有料職業紹介採用経費 ●上限：300万円/人、10人以内 有料職業紹介事業者を介した採用に要した経費×75% ※県外の高度人材（技術的及びマネジメント的に高い能力を有する人材）が対象
限 度 額	3 億 円